

環境物品等の調達に関する基本方針

（公共工事抜粋）

令和 8 （ 2 0 2 6 ） 年 2 月

環境物品等の調達に関する基本方針

目 次

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向	1
2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項	3
3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項	6
別 記	8
定 義	8
1. 共通の判断の基準及び配慮事項	9
2. 紙類	10
3. 文具類	19
4. オフィス家具等	32
5. 画像機器等	37
5-1 コピー機等	37
5-2 プリンタ等	45
5-3 ファクシミリ	53
5-4 スキャナ	56
5-5 プロジェクタ	59
5-6 カートリッジ等	62
6. 電子計算機等	68
6-1 電子計算機	68
6-2 磁気ディスク装置	79
6-3 ディスプレイ	81
6-4 記録用メディア	85
7. オフィス機器等	87
7-1 シュレッダー	87
7-2 デジタル印刷機	89
7-3 掛時計	92
7-4 電子式卓上計算機	93
7-5 電池	94
8. 移動電話等	96
9. 家電製品	100
9-1 電気冷蔵庫等	100
9-2 テレビジョン受信機	103
9-3 電気便座	106
9-4 電子レンジ	108
10. エアコンディショナー等	110
10-1 エアコンディショナー	110
10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	114
10-3 ストーブ	115
11. 温水器等	117
11-1 電気給湯器	117
11-2 ガス温水機器	119
11-3 石油温水機器	122
11-4 ガス調理機器	124
12. 照明	127

12-1	照明器具	127
12-2	ランプ	131
13.	自動車等	133
13-1	自動車	133
13-2	タイヤ	140
13-3	エンジン油	142
14.	消火器	143
15.	制服・作業服等	145
16.	インテリア・寝装寝具	149
16-1	カーテン等	149
16-2	カーペット	152
16-3	毛布等	155
16-4	ベッド	158
17.	作業手袋	162
18.	その他繊維製品	164
18-1	テント・シート類	164
18-2	防球ネット	167
18-3	旗・のぼり・幕類	170
18-4	モップ	173
19.	設備	175
20.	災害備蓄用品	188
20-1	災害備蓄用品（飲料水）	188
20-2	災害備蓄用品（食料）	189
20-3	災害備蓄用品（生活用品・資材等）	191
21.	公共工事	199
22.	役務	231
22-1	省エネルギー診断	231
22-2	印刷	232
22-3	食堂	240
22-4	自動車専用タイヤ更生	243
22-5	自動車整備	244
22-6	庁舎管理等	246
22-7	輸配送	261
22-8	旅客輸送（自動車）	265
22-9	小売業務	268
22-10	クリーニング	271
22-11	自動販売機設置	273
22-12	引越輸送	278
22-13	会議運営	282
22-14	印刷機能等提供業務	284
23.	ごみ袋等	286

【参考】国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

特定調達品目の分野及び品目一覧 【22 分野 291 品目】

紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウェットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。） ・クリアーホルダー ・クリアーファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用力セット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶 ・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド
画像機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ
電子計算機等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア
オフィス機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン
家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
温水器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水器 ・石油温水器 ・ガス調理機器
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明器具 ・LED を光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器
制服・作業服等	<ul style="list-style-type: none"> ・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴
インテリア・寝装寝具	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド

	<ul style="list-style-type: none"> ・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・織じゅうたん ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス
作業手袋	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手袋
その他繊維製品	<ul style="list-style-type: none"> ・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム ・地中熱利用システム
災害備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 * 毛布 * 作業手袋 * テント * ブルーシート * 一次電池 （*は他の分野と同品目）
公共工事	<p>【資材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等 ・間伐材 ・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・エコセメント ・透水性コンクリート ・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート ・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・バークたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・LED 道路照明 ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル ・断熱サッシ・ドア ・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板 ・フローリング ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 ・木材・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材 ・断熱材 ・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・再生材料を使用した型枠 ・合板型枠 <p>【建設機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械 <p>【工法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低品質土有効利用工法 ・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法 ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <p>【目的物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水性舗装 ・透水性舗装 ・屋上緑化
役務	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務
ごみ袋等	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製ごみ袋

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講ずることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条〔再生品の使用の促進〕の趣旨に則るものである。

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。また、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月2日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。さらに、国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）に向けた「GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」（令和7年2月18日閣議決定）では、公共部門が自ら率先してGX製品を始めとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要であるとされていることから、GXに資する見直しを積極的に行うものとする。

（2）環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

- ① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を

行うものとする。

- ② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。
- ③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、再使用品（リユース品）の積極的な利用を図るとともに、調達総量をできるだけ抑制するよう、レンタル、リース、シェアリングの活用等の物品等の合理的な使用に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等についても、特定調達品目への位置づけを検討することが必要である。

イ. 判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるもので

ある。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、より高い環境性能を示すものとして「基準値 1」、最低限満たすべきものとして「基準値 2」の 2 段階の判断の基準を設定するものとする。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。2 段階の判断の基準が設定されている品目については、脱炭素社会等の実現を目指す観点からも、「基準値 1」及び「基準値 2」それぞれの調達目標を調達方針に位置づけた上で「基準値 1」による調達を積極的に推進するものとする。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることから、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能、価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないものとする。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実、調達実績等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。2 段階の判断の基準の見直しに当たっては、「基準値 1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値 2」の水準の引き上げを図るものとする。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については「基準値 1」への位置づけを検討するものとする。

さらに、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 特定調達物品等の調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って、毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。2段階の判断の基準が設定されている品目の調達目標の設定に当たっては、「基準値1」及び「基準値2」それぞれについて定量的な調達目標を設定するものとし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」により調達するものとする。

オ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等 別記のとおり。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関におい

て積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあつては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制には全ての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の各機関内への周知及び公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、各機関は「基準値１」の調達実績を含めて的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要を公表することにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

また、国は、各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値１」及び「基準値２」による調達の取組状況を比較して公表することなどにより、「基準値１」による更なる調達の推進を図るものとする。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者を始めとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。また、認定プラスチック使用製品については、主務大臣がその情報を公表することとされている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）などの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、経済産業省・環境省が策定した「カーボンフットプリントガイドライン」に整合して、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする。

また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。加えて、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

(7) 環境物品等の更なる普及に向けた取組

国は、環境物品等の更なる普及に向け、地方公共団体、事業者及び国民等の理解を深められるように適切な情報提供・普及啓発に取り組むとともに、必要に応じ、地方公共団体等による取組の実態を把握した上で、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等について、その選択に寄与する環境性能の考え方を提供するなどの措置を講ずるよう努めることとする。

別 記

定 義

この別記において、「判断の基準」、「基準値 1」、「基準値 2」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「判断の基準」： 法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等であるための基準

「基準値 1」： 判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの

「基準値 2」： 判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1. 共通の判断の基準及び配慮事項

下記のとおり共通の判断の基準及び配慮事項を設定し、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて適用する。※

原材料に鉄鋼が使用された物品	<p>【判断の基準】</p> <p>○基準値 1 は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。</p> <p>①削減実績量が付されていること。</p> <p>②原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。</p>
----------------	---

- 備考) 1 「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「GX スチールガイドライン」の手続に従って削減実績量が付されていることをいう。
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044)、経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」又は一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値 1 を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。
- 5 配慮事項の鋼材は、一般社団法人日本鉄鋼連盟・普通鋼電炉工業会作成の「非化石電力鋼材のカーボンフットプリント算定ガイドライン」に記載の「タイプ 1」に当たる鋼材であって、同ガイドラインの手続に従ったものをいう。
- 6 調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。

※ 2 段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値 1 を満たす場合、又は共通の判断の基準の基準値 1 を満たし当該品目に係る基準値 2 を満たす場合は基準値 1 となる。また、共通の判断の基準の基準値 1、当該品目に係る基準値 1 のいずれも満たさずに当該品目に係る基準値 2 を満たす場合は基準値 2 となる。

2 段階の判断の基準が設定されていない品目については、共通の判断の基準の基準値 1 を満たし当該品目に係る判断の基準を満たす場合は基準値 1 となる。また、共通の判断の基準の基準値 1 を満たさずに当該品目に係る判断の基準を満たす場合は適合となる。

なお、個別の品目において当該品目に係る判断の基準 (2 段階の判断の基準が設定されている場合は基準値 2) を満たさない場合は、共通の判断の基準の適合状況によらず適合しない。

2 1. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 1 に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	

			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	LED 道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	セラミックタイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	

			単板積層材	
			直交集成板	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			大便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
			合板型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	

		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表 5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断の基準】</p> <p>①建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
	土工用水砕スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</p>
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>

備考）「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
--------------	--------------	--

備考）「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
--------------	--------	--

備考）「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
--------------	------------	--

備考）「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考）「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。
-----------	--------------	--

備考）「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
-----	------------	---

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ①間伐材 (林地残材・小径木等の再生資源を含む。) であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成 18 年 2 月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
--------	--------	---

備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
--------	-------------	--

備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであつて、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。
------	--------	--

- 備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。
- 2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	---

- 備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。
- 2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。	
		別表	
		<table><tr><td>種 類</td></tr><tr><td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td></tr><tr><td>電気炉酸化スラグ</td></tr></table>	種 類
種 類			
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）			
電気炉酸化スラグ			
		【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、1m ³ 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。	
塗料	下 塗 用 塗 料 （重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。	
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。	

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度 L^* 値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675 による。
- 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値
80.0 以上	80.0

防水	高日射反射率 防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
----	--------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】																		
		①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。																		
		②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。																		
		③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したもののにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。																		
		【配慮事項】																		
		○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したもののにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。																		
		別表																		
		<table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>建材廃材</td></tr><tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																	
		採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																	
無機珪砂（キラ）																				
鉄鋼スラグ																				
非鉄スラグ																				
鋳物砂																				
陶磁器屑																				
石炭灰																				
建材廃材																				
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）																				
製紙スラッジ																				
アルミスラッジ																				
磨き砂汚泥																				
石材屑																				
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																			

		<table><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table>	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化						
上水道汚泥	前処理方法によらず対象						
湖沼等の汚泥							
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td><td>前処理方法</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td></tr></table>		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化						
下水道汚泥							

備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <table><tr><td>・ 有機物の含有率（乾物）</td><td>70%以上</td></tr><tr><td>・ 炭素窒素比〔C/N比〕</td><td>35以下</td></tr><tr><td>・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）</td><td>70meq/100g以上</td></tr><tr><td>・ pH</td><td>5.5～7.5</td></tr><tr><td>・ 水分</td><td>55～65%</td></tr><tr><td>・ 幼植物試験の結果</td><td>生育阻害その他異常が認められない</td></tr><tr><td>・ 窒素全量〔N〕（現物）</td><td>0.5%以上</td></tr><tr><td>・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td><td>0.2%以上</td></tr><tr><td>・ 加里全量〔K₂O〕（現物）</td><td>0.1%以上</td></tr></table>	・ 有機物の含有率（乾物）	70%以上	・ 炭素窒素比〔C/N比〕	35以下	・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上	・ pH	5.5～7.5	・ 水分	55～65%	・ 幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない	・ 窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上	・ リン酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上	・ 加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上
・ 有機物の含有率（乾物）	70%以上																			
・ 炭素窒素比〔C/N比〕	35以下																			
・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上																			
・ pH	5.5～7.5																			
・ 水分	55～65%																			
・ 幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない																			
・ 窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上																			
・ リン酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上																			
・ 加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上																			

	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱下水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壤改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・りん酸全量〔P2O5〕（現物） 1.0%以上 ・アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）
--	---------------------------	--

- 備考） 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壤改良資材として使用される場合も含む。
- 2 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条及び第 25 条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。

道路照明	LED 道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 3 に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>
------	----------	--

- 備考） 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法―第 2 部：LED モジュール及び LED

ライトエンジン) に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

- 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュールの寿命及び同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値 (LED モジュールの規定光束) の 80%未満になった時点 (不点灯とみなす) までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表 1 道路照明器具 (連続照明、歩道照明、局部照明) の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ			標準皮相電力
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り		125 VA
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り		180 VA
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格		175 VA
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り		95 VA
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り		125 VA
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格		120 VA
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り		70 VA
	ℓ	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し		
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx		20 VA
	—	平均路面照度 10 lx		40 VA
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx		160 VA
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx		125 VA
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx		95 VA
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx		95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx		70 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx		70 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA

—	T字路（4車線×2車線）15 lx	連続照明用	95 VA
		交差点隅切り部用	95 VA
—	T字路（4車線×2車線）10 lx	連続照明用	70 VA
		交差点隅切り部用	70 VA
—	Y字路（4車線×2車線）20 lx		125 VA
—	Y字路（4車線×2車線）15 lx		95 VA
—	Y字路（4車線×2車線）10 lx		70 VA
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月 国土交通省）」による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6～7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月 国土交通省）」による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考)「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLED トンネル照明器具をさす。

中央分離帯 ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>
---------------	--------------------	---

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。

タイル	セラミックタイル	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>建材廃材</td></tr><tr><td>廃ゴム</td></tr><tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p>																									

		<p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
--	--	--

備考）「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 234 号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 235 号）による。

製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p>
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である</p>

		<p>原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
--	--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材(基材に木材を使用しない場合に限る。)である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
--------	--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
- ア. 基材に木材を使用したものにあつては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- イ. 上記ア以外の物品にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考4のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

再生木質 ボード	パーティクル ボード	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
	繊維板	

木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
----------	---

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

- 2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- 3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆ 等級に適合する資材は、本基準を満たす。

木材・プラスチック複合材製品	<p>木材・プラスチック再生複合材製品</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサ</p>
----------------	---

		<p>イクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
--	--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80 及び R90 は本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>
--------	--------	---

備考) JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種及び硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
-----	-----	--

- 備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。
- 3 「硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が 2 種のもの、3 種のものをいう。

照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
------	----------	--

変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率を表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。
-----	-----	--

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分					基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相 数	定格周波数	定格容量	仕 様	
油入変圧器	単 相	50Hz		標準仕様（JIS C4304及びJIS C 4306に規定する標準仕様状態のこと。）	$E=9.34S^{0.737}$
		60Hz			$E=8.60S^{0.744}$
	三 相	50Hz	500kVA 以下		$E=14.5S^{0.694}$
			500kVA 超		$E=10.6S^{0.797}$
		60Hz	500kVA 以下		$E=14.4S^{0.681}$
			500kVA 超		$E=8.00S^{0.825}$
モールド変圧器	単 相	50Hz			$E=14.1S^{0.685}$
		60Hz			$E=13.3S^{0.692}$
	三 相	50Hz	500kVA 以下		$E=16.9S^{0.699}$
			500kVA 超		$E=31.2S^{0.659}$
		60Hz	500kVA 以下		$E=16.2S^{0.702}$
			500kVA 超		$E=17.4S^{0.742}$
油入変圧器	単 相	50Hz		準標準仕様（JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する以外の仕様状態のこと。）	$E=(9.34S^{0.737}) \times 1.10$
		60Hz			$E=(8.60S^{0.744}) \times 1.10$
	三 相	50Hz	500kVA 以下		$E=(14.5S^{0.694}) \times 1.10$
			500kVA 超		$E=(10.6S^{0.797}) \times 1.10$
		60Hz	500kVA 以下		$E=(14.4S^{0.681}) \times 1.10$
			500kVA 超		$E=(8.00S^{0.825}) \times 1.10$
モールド変圧器	単 相	50Hz			$E=(14.1S^{0.685}) \times 1.05$
		60Hz			$E=(13.3S^{0.692}) \times 1.05$
	三 相	50Hz	500kVA 以下		$E=(16.9S^{0.699}) \times 1.05$
			500kVA 超		$E=(31.2S^{0.659}) \times 1.05$
		60Hz	500kVA 以下		$E=(16.2S^{0.702}) \times 1.05$
			500kVA 超		$E=(17.4S^{0.742}) \times 1.05$

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
S：定格容量（単位：kVA）
- 4 エネルギー消費効率については、JIS C 4304「7.5 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306「7.5 エネルギー消費効率」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ①冷房の成績係数が表 1 に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表 2 に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。

- 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表 2 冷房の期間成績係数

区 分	期間成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表 3 に示された区分の数値以上であること。
-------	----------	---

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

- 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

- 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

- ①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

- ②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に

規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。

2 期間成績係数（APFp）の算出方法は、JIS B 8627 による。

表 期間成績係数

区 分	期間成績係数（APFp）
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。
-------	-----	------------------------------------

備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ）で規定される低圧トッランナーモータとする。
2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。
-------	-----	------------------------------------

備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ）で規定される低圧トッランナーモータとする。
2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	--------------------	--

備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58 で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。
3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。
4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の 3. a) 4)、JIS K 9798 の 3. a) 4) 及び AS 58 の 3. 1 による。

表 リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

衛生器具	自動水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>ウ．単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>②自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>
	大便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が6.5L/回以下であること。</p>

- 備考） 1 自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。
- 2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
- 5 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
- 6 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>別表</p> <table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>古紙パルプ</td></tr></table> <p>【配慮事項】</p> <p>①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
廃プラスチック					
古紙パルプ					

		<p>が確保されたものであること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>
--	--	--

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

- 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

コンクリート用型枠	合板型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
-----------	------	---

備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア.及びイ.に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア.及びイ.を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																			
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○別表 1 及び別表 2 に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第 2 次基準値又はこれより優れるものであること。																																			
	別表 1 トンネル工事用建設機械																																			
	<table><tr><th>機 種</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>バックホウ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td></tr><tr><td>ホイールローダ・クローラローダ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td></tr><tr><td>ダンプトラック</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td></tr><tr><td>トラックミキサ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td></tr></table>	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																									
	機 種	摘 要																																		
	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む																																		
	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																		
	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																		
	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																		
	別表 2 一般工事用建設機械																																			
	<table><tr><th>機 種</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>バックホウ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr><tr><td>ホイールローダ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr><tr><td>ブルドーザ</td><td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td></tr></table>	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																											
機 種	摘 要																																			
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																			
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																			
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																			
第 2 次基準値																																				
<table><tr><th>対象物質 (単位) 出力区分</th><th>HC (g/kW・h)</th><th>NOx (g/kW・h)</th><th>CO (g/kW・h)</th><th>PM (g/kW・h)</th><th>黒煙 (%)</th></tr><tr><td>8kW以上19kW未満</td><td>1.5</td><td>9</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr><tr><td>19kW以上37kW未満</td><td>1.5</td><td>8</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr><tr><td>37kW以上75kW未満</td><td>1.3</td><td>7</td><td>5</td><td>0.4</td><td>40</td></tr><tr><td>75kW以上130kW未満</td><td>1</td><td>6</td><td>5</td><td>0.3</td><td>40</td></tr><tr><td>130 kW以上560kW以下</td><td>1</td><td>6</td><td>3.5</td><td>0.2</td><td>40</td></tr></table>	対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40	19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40	37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40	75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40	130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40
対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																															
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40																															
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40																															
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40																															
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40																															
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40																															
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の 1 / 5 以下とする。																																				
○別表 3 及び別表 4 に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第 1 次基準値又はこれより優れるものであること。																																				
別表 3 トンネル工事用建設機械																																				
<table><tr><th>機 種</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>ドリルジャンボ</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td></tr><tr><td>コンクリート吹付機</td><td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td></tr></table>	機 種	摘 要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																														
機 種	摘 要																																			
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																			
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																			

別表 4 一般工事用建設機械				
機 種	摘 要			
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)			
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式			
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事用機械で独立したもの			
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ			
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン			
第 1 次基準値				
対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。				
2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。				

備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建設機械

【判断の基準】

○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	105
バックホウ	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	106
	206 ≤ P	106
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107
トラクターショベル	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98
	55 ≤ P < 103	102
	103 ≤ P	104
アースオーガー	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
オールケーシング掘削機	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	105
	206 ≤ P	107
アースドリル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
さく岩機（コンクリートブ レーカー）		106

	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55 55 ≤ P	101 104
	コンクリートポンプ（車）	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	100 103 107
	コンクリート圧碎機	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P < 206 206 ≤ P	99 103 106 107
	アスファルトフィニッシャー	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	101 105 107
	コンクリートカッター		106
	空気圧縮機	P < 55 55 ≤ P	101 105
	発動発電機	P < 55 55 ≤ P	98 102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	--

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断の基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。
-------	-------------------	--

備考）本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表 5 【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
----	-------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
------	------	---

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。